



農業担い手等総合支援補助金

地域振興課 ☎ 0465-85-5013

大井町の農業支援制度をご紹介します！

町で農業をされている方、してみたい方、さまざまな方に向けた補助金制度があります。より多くの方が制度を利用できるよう補助を受けるための要件を緩和しました。

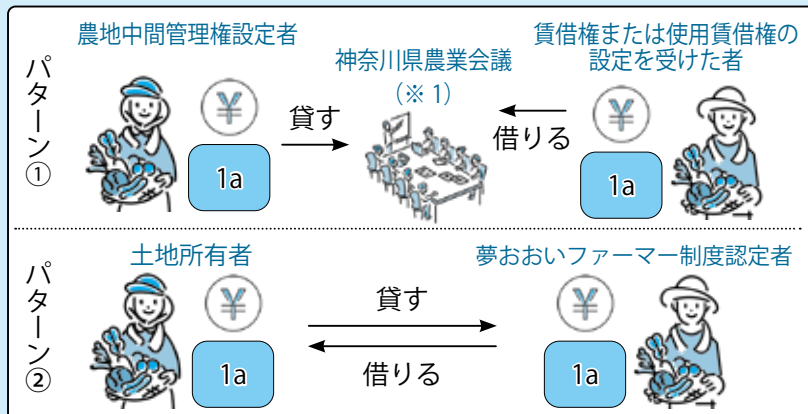


◀町ホームページ

農地流動化促進奨励金

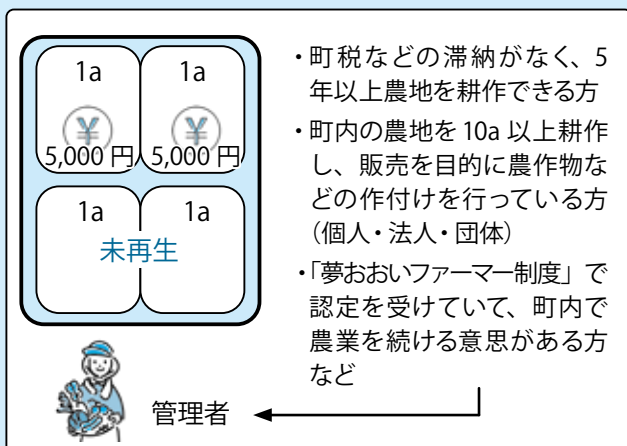
貸人と借人それぞれに対して、貸借期間に応じ、10aあたり1,000円から3,000円を交付します。

交付対象者	利用権などの設定期間		
	3年間	6年間	9年間
貸人	1,000円	2,000円	3,000円
借人	1,000円	2,000円	3,000円



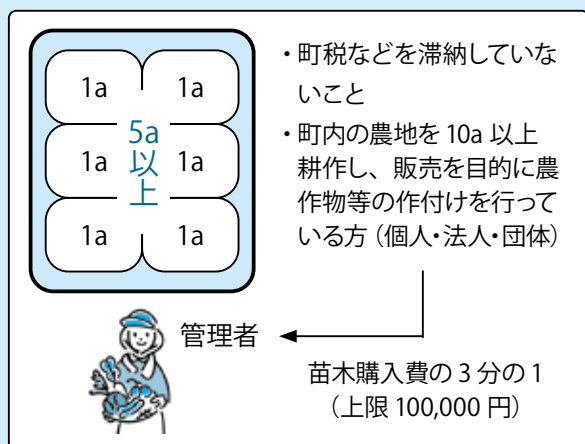
耕作放棄地再生利用事業補助金

再生利用する農地で5年以上耕作する遊休農地を5a以上再生した場合に、1aあたり5,000円を交付します。



果樹等苗木購入事業補助金

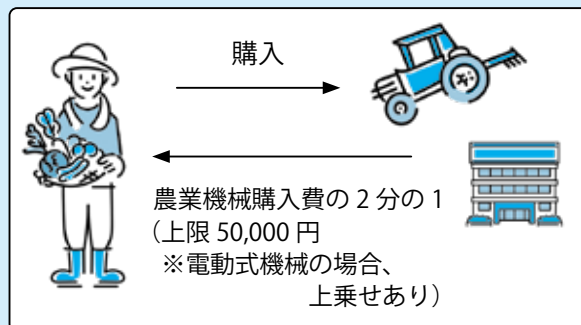
5a以上の農地に果樹などを新植または改植する場合の苗木購入に対し、補助金を交付します。



農業用機械購入事業補助金

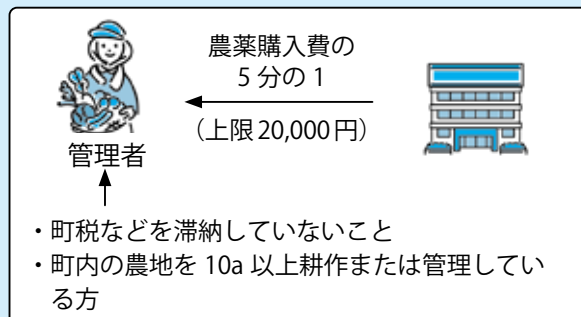
農作業の省力化や効率化を図るため、農業用機械の購入した際に補助金を交付します。

※購入する農業用機械が所定の電動式機械の場合、最大10,000円上乗せ



農作物被害防除事業補助金

カメムシ類やジャンボタニシによる農作物被害防除を目的とした農薬の購入に対する補助金を交付します。



さらに詳しい内容や「夢おおいファーマー制度」、町での農業に関してなど、分からないことがありましたら、地域振興課までお問い合わせください。